第２８回串間市農業委員会総会

日　　時　　平成２８年９月３０日
会　　場　　串間市役所３階大会議室
出席委員　　１９名

１番（会長）	川﨑　善昭	９番	日髙　善次	１６番	島田　俊満
２番（会長代理）	井手　重則	１０番	瀬治山満弘	１７番	金川　勇次
３番	安田　敬司	１１番	鈴木　信	１８番	福田　孝義
５番	内田　政秀	１２番	渡邉　豊雄	１９番	野邊　秀男
６番	欠員	１３番	谷口　利則	２０番	山下　貴義
７番	塔尾　秀雄	１４番	野邊　俊博		
８番	瀬治山秋美	１５番	吉田　友子	２２番	岩下　哲見

欠席委員　　１名　　２１番　鳴海　正文

議事録署名委員　　１２番　渡邉　豊雄　　１８番　福田　孝義

議事日程

第１	報告（合意解約）	農地法第１８条第６項の規定による届出について
第２	議案第１７２号	農地法第３条の規定による許可申請について
第３	議案第１７３号	農地法第４条の規定による許可申請に対する意見について
第４	議案第１７４号	農地法第５条の規定による許可申請に対する意見について
第５	議案第１７５号	農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）
第６	議案第１７６号	農用地利用集積計画の承認について（利用権設定・認定農業者）
第７	議案第１７７号	串間市農業振興地域整備計画変更に係る意見の聴取について
第８	議案第１７８号	農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する意見聴取について

会　長	ただいまから、第２８回農業委員会総会を開催致します。本日は、２１番委員から欠席届の提出がありましたので、出席委員は１９名でございます。
	議事録署名委員の指名
会　長	本総会での議事録署名委員の指名をいたします。 議事録署名委員は、１２番　渡邉　豊雄　委員、１８番　福田　孝義　委員にお願いします。
会　長	ただちに議案審議に入ります。
	報告：農地法第１８条第６項の規定による届出について
会　長	農地法第１８条第６項の規定による届出について、事務局より報告させます。
事務局	農地法第１８条第６項の規定による合意解約について報告いたします。 今回の合意解約は１件でございます。内容といたしましては、賃貸人からの申し出が解約の理由となっております。
会　長	報告はお聞きのとおりであります。
	議案第１７２号：農地法第３条の規定による許可申請について
会　長	次に議案第１７２号は、農地法第３条の規定による許可申請についてであります。 それでは、議案１７２号、受付番号１番の１件を議題といたしまして、審議決定を行いたいと思います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１７２号、農地法第３条の規定による許可申請は、受付番号１番の所有権移転に関する１件であります。 事務局によります申請書類の審査において、「許可することができない」と定めてあります、農地法第３条第２項各号の不許可の事由につきましては、 「第１号」　権利を取得しようとする受人及びその世帯員等が行う農業経営に必要な機械の所有状況・労働

事務局	力・技術面からみて、現在の経営農地と今回の許可申請農地を含めたすべての耕作農地を効率的に利用し、農業経営を行うことができないと認められる場合 「第３号」　今回の許可申請内容が、信託の引受けによる権利の取得であること 「第４号」　権利を取得しようとする受人及びその世帯員等が、現在の経営農地と申請農地すべてで行う農業経営に必要な常時従事がないと認められる場合 「第５号」　権利取得を含めた経営農地が、５０アールに達しない場合 「第６号」　今回の申請農地を、転貸しようとする場合 「第７号」　周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合、 であり、今回の許可申請受付番号１番の１件については、農地法第３条第２項各号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われます。皆さんのご審議をよろしくお願いします。以上でございます。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。 ただいまの説明に対しまして、福島地区委員会より受付番号１番の１件について、調査結果の報告並びに補足の説明をお願いします。
３番	議案第１７２号、農地法第３条の規定による許可申請について、福島地区は受付番号１番の所有権移転に関する１件であります。 受付番号１番につきまして、渡人は数年前に夫を亡くしたことにより管理できないため、受人へ有償移転するものであります。受人は和牛生産農家で経営規模拡大のため、飼料を作付けする計画です。受人世帯は機械保有状況・労働力・技術面においても問題なく、効率的な農業経営を行っていけると考えます。周辺も飼料作物が作付けされており、農薬などの使用方法の違いによる影響はありません。また、農業従事状況については、本人は会社員が１５０日、母が３００日以上の農業従事があるため問題ありません。 以上、福島地区委員会において、受付番号１番の所有権移転に関する１件を慎重審議してまいりましたが、農地法第３条の許可要件を満たしており何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
会　長	説明は、お聞きのとおりであります。 これより、議案第１７２号、受付番号１番の１件について質疑に入ります。質疑はございませんか。

（　なしの声　）

会　長　ないようですので、議案第１７２号、受付番号１番の１件について、決定してよろしいでしょうか。

（　異議なしの声　）

会　長　異議なしということでありますので、議案第１７２号、受付番号１番の１件については、許可することに決定します。

議案第１７３号：農地法第４条の規定による許可申請に対する意見について

会　長　次に、議案第１７３号は、農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見についてであります。
それでは、議案第１７３号、受付番号１番から４番の４件を議題といたしまして、審議決定を行いたいと思います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局　議案第１７３号、農地法第４条の規定による許可申請は、受付番号１番から４番の４件であります。農地法第４条第６項「許可することができない」と定めてあります、各号の不許可の事由は、

「１号イ」　今回の許可申請農地が農用地区域内にある農地である場合

「１号ロ」　今回の許可申請農地が集団的に存在する農地、その他の良好な営農条件を備えている農地である場合

「２号」　今回の許可申請農地ではなく、周辺のほかの土地で事業目的を達成することができる場合

「３号」　許可申請を行うために必要な資金及び信用があると認められない場合や、転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合、又、申請内容にある目的に転用することが確実と認められない場合

「４号」　許可申請地を転用することにより、土砂流失・崩壊やその他の災害を発生させるおそれがあると認められた場合や、農業用用排水施設の有する機能に支障をおよぼすおそれがあると判断され、その周辺農地の営農条件に支障をきたすおそれがあると認められた場合、であります。

受付番号１番の申請地農地区分は、農用地区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております、市街地の区域内、又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画法第８条第１

事務局	項第１号に規定されている「準住居地域」に該当し、「第３種農地」に区分されることから、農地法第４条第６項１号ロには該当しておりません。 次に、受付番号２番と４番の２件の申請地農地区分は、農用地区域内にある農地でありますが、平成２８年９月２１日付で農業用施設用地へ用途変更されています。また、農地法第４条第６項１号ロにあります、集団的に存在する農地、その他良好な営農条件を備える「第１種農地」であることから、不許可の事由に該当することになりますが、農地法施行令第４条第１項第２号イにあります「申請に係る農地を農業用施設等に供するものである場合」に当たることから、不許可の例外に該当しています。 次に、受付番号３番の申請地農地区分は、農用地区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であるため、「第２種農地」に区分されることから、農地法第４条第６項１号ロには該当しておりません。 したがいまして、事務局によります申請書類の審査において、今回の許可申請受付番号１番から４番の４件につきましては、農地法第４条第６項各号に該当していないため、許可要件の全てを満たしていると思われます。皆さんのご審議をお願いいたします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。 ただいまの説明に関連して、関係地区委員会から調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。それでは、福島地区委員会より受付番号１番と２番の２件の説明をお願いします。
３番	議案第１７３号、農地法第４条第１項の規定による許可申請について、福島地区は受付番号１番と２番の２件であります。 受付番号１番は、申請地を相続し貸家として利用しているが、地目変更がされていなかったため、今回申請するものであります。申請地周辺は宅地化しているため、農地に影響をおよぼす恐れはありません。また、生活雑排水は市道へ、雨水は道路側溝へ流すため、土砂流失等で周辺地域に被害を与える恐れはないと思います。 次に、受付番号２番について、申請人は家族４人で畜産業を営んでおり、現在、約１００頭の繁殖牛を１４０頭へ増頭し、規模拡大を図るため申請地に牛舎を建築するとのことです。工期につきまして、平成２８年１２月１日から平成２９年２月２８日を予定しているとのことです。また、既存の牛舎２棟と堆肥舎も併せて申請します。申請地の周辺は畑ですが、境界には畦畔を設け、雨水については排水管を埋設し、既存側溝へ流します。家畜の糞尿については、おが屑をしいて吸収させ、堆肥舎で発酵後、堆肥として利用するため周囲に影響を及ぼすおそれはありません。 以上、福島地区委員会において、受付番号１番と２番の２件を慎重審議してまいりましたが、農地法第４条の許可要件を満たしており何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。

会　長	次に、大東地区委員会より、受付番号３番の１件の説明をお願いします。
１６番	議案第１７３号、農地法第４条第１項の規定による許可申請について、大東地区は受付番号３番の１件でございます。 受付番号３番の申請地については、獣害の被害が多いため申請地にスギを植林し、今後は、定期的に下刈り・枝打ち・間伐等を行い山林として管理していくとのことです。申請地の周辺は山林に隣接しているため、土砂流失・崩壊などの災害は考えられません。また、隣接農地に対しては、北側に植林するため、遮光されることはないと考えます。 以上、大東地区委員会において、受付番号３番の１件を慎重に審議してまいりましたが、農地法第４条の許可要件を満たしているため、何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
会　長	次に、本城地区委員会より受付番号４番の１件の説明をお願いします。
１９番	議案第１７３号、農地法第４条の規定による許可申請について、本城地区は受付番号４番の１件であります。 受付番号４番の申請人は、繁殖牛から肥育牛の一貫経営を行っており、規模拡大により肥育牛２３頭を増頭するため、申請地に牛舎を建築するものであります。申請地周辺は、山林・牛舎・畑ですが、隣接する畑からは５メートル離して建築し、境界には畦畔を設け、雨水の排水については、既存の側溝まで排水を手掘りし排水する計画であります。家畜の糞尿については、おが屑を敷くため、周囲に被害を及ぼすおそれはありません。 以上、本城地区委員会において、受付番号４番の１件について、慎重審議してきましたが、農地法第４条許可要件を満たしているため、何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
会　長	説明は、お聞きのとおりでございます。 これより、議案第１７３号、受付番号１番から４番の４件について質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようですので、議案第１７３号、受付番号１番から４番の４件について、決定してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）

会　長	異議なしということでありますので、議案第１７３号、受付番号１番から４番の４件は許可相当とし、受付番号２番と４番の２件は、常設審議委員会へ意見聴取を求め、受付番号１番と３番の２件は、意見を付して県へ進達いたします。 **議案第１７４号：農地法第５条の規定による許可申請に対する意見について**
会　長	次に、議案第１７４号は、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見についてであります。それでは、議案第１７４号、受付番号１番から４番の４件を議題といたしまして、審議決定を行いたいと思います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１７４号、農地法第５条の規定による許可申請は、受付番号１番から４番の所有権移転に関する４件であります。農地法第５条第２項「許可することができない」と定めてあります、各号の不許可の事由は、 「１号イ」　今回の許可申請農地が農用地区域内にある農地である場合 「１号ロ」　今回の許可申請農地が集団的に存在する農地、その他の良好な営農条件を備えている農地である場合 「２号」　今回の許可申請農地ではなく、周辺のほかの土地で事業目的を達成することができる場合 「３号」　許可申請を行うために必要な資金及び信用があると認められない場合や、転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合、又、申請内容にある目的に転用することが確実と認められない場合 「４号」　許可申請地を転用することにより、土砂流失・崩壊やその他の災害を発生させるおそれがあると認められた場合や、農業用用排水施設の有する機能に支障をおよぼすおそれがあると判断され、その周辺農地の営農条件に支障をきたすおそれがあると認められた場合、であります。 受付番号１番の申請地農地区分は、農用地区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております、市街地の区域内、又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画法第８条第１項第１号に規定されている、「準住居地域」に該当するため、「第３種農地」に区分されることから、農地法第５条第２項１号ロには該当しておりません。 次に、受付番号２番から４番の２件の申請地農地区分は、農用地区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であるため、「第２種農地」に区分されることから、農地法第５条第２項１号ロには該当しておりません。 したがいまして、事務局によります申請書類の審査において、今回の許可申請受付番号１番から４番の４件に

事務局	つきましては、許可要件を全て満たしていると思われます。皆さんのご審議をお願いいたします。
会　長	説明は、お聞きのとおりであります。 ただいまの説明に関連して、関係地区委員会から調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。それでは、福島地区委員会より受付番号１番から２番の２件の説明をお願いします。
３番	議案第１７４号、農地法第５条の規定による許可申請について、福島地区は受付番号１番と２番の２件であります。 まず、受付番号１番につきましては、受人世帯は家族２人で借家に居住しているが、借家住まい解消のため、申請地に個人住宅を建築されるものであります。受人は平成２８年１２月１日から造成工事に取りかかり、翌年２月９日までに建築工事を完了させたいとのことであります。申請地周辺は、宅地化の進んでいる地域でありますが、申請地の西側・南側に農地があり、土砂流失を防ぐためブロックを設置し、生活排水は下水道へ接続、雨水は市道側溝に流すことで、転用により周辺農地の営農条件に支障を及ぼすようなことはないと思います。また、住宅建築にあたっては、隣接地境界に紛争が生じないよう、十分注意されるようお願いしたところであります。 次に、受付番号２番につきましては、受人が経営する建設会社の隣接地に、重機及び木材・鉄骨資材等の保管場所を確保するため、今回申請するものであります。受人は翌年の１月１日から造成工事にかかり、１月３１日までに建築工事を完了させたいとであります。申請地には、隣接する農地がありますが、境界から２メートルは使用しないスペースを設け、日光を遮るような重機等を駐車しないことや、緩やかな勾配をとることで、土砂流失を防止するとともに、雨水については雨水桝を設け、山林側の水路に流すことで、転用により周辺農地の営農条件に支障をおぼすようなおそれはないと思われます。また、隣接地との境界等に紛争が生じないよう、十分注意されるようお願いしたところです。 以上、福島地区委員会において、受付番号１番から２番の２件を慎重審議してきましたが、すべての農地法第５条の許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
会　長	次に、大東地区委員会より受付番号３番の１件の説明をお願いします。
１６番	議案第１７４号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について、大東地区は受付番号３番の１件であり

１６番	ます。 受付番号３番について、申請地は受人の父が渡人から譲り受け、農業用倉庫として建築しており、いまだ名義変更がなされていない上に、地目も農地になっていたことから今回申請し、今後もこのまま倉庫として維持管理していくとのことです。隣接する農地はなく、雨水についても道路側溝へ排水しているため、周辺地域への土砂流失・崩壊・その他の災害を発生させるおそれはないと考えます。また、周辺農地への営農条件に支障も考えられません。 以上、大東地区委員会において、受付番号３番の１件を慎重審議してきましたが、農地法第５条の許可要件を満たしているため、何も問題ありません。ご審議方お願いします。
会　長	次に、本城地区委員会より受付番号４番の１件の説明をお願いします。
１９番	議案第１７４号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について、本城地区は受付番号４番の１件であります。 受付番号４番は、受人が申請地に個人住宅を建築しており、名義と地目変更のために申請するものであります。周囲が住宅及び学校敷地で農地はなく、生活排水は下水道へ雨水は市道側溝へ流し、周囲にはブロックを積んでいるため、土砂流失などのおそれはありません。 以上、担当委員より報告を受け、本城地区委員会において慎重に審議しましたが、受付番号４番は農地法第５条の許可要件を満たしているため、何も問題ありません。本会議での審議方お願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりでございます。 これより、議案第１７４号、受付番号１番から４番の４件について質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようですので、議案第１７４号、受付番号１番から４番の４件について、決定してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案第１７４号、受付番号１番から４番の４件は許可相当とし、意見を

会　長	付して県へ進達いたします。
	農用地利用集積計画の承認に伴う市長部局提案
会　長	次に、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてでありますが、審議に入ります前にあらかじめ、市からの提出議案の面積・件数等を事務局より説明させます。
事務局	平成２８年９月分につきましては、串間市長より平成２８年９月２０日付で、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定が求められております。 内容につきましては、議案第１７５号・所有権移転が４件・面積が６，７８７㎡、議案第１７６号・受人が認定農業者である利用権設定が３件・面積が５，７５３.６１㎡であります。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。 それでは、ただいまから市からの提案について、審議に入ります。
	議案第１７５号：農用地利用集積計画の承認について　所有権移転
会　長	議案第１７５号は、農用地利用集積計画の所有権移転分についてであります。 審議に入ります前に、当該事案に２番委員に関係する事案がありますので、農業委員会等に関する法律第３１条の「議事参与の制限」により、当該議案の開始から終了までの退席をお願いします。また、関係議案の終了後に入室・着席をお願いします。 暫時休憩いたします。 （・・・２番委員退席・・・）
会　長	休憩前に引き続き会議を開きます。 それでは、議案第１７５号、受付番号３番の１件を先に議題といたしまして、審議決定を行いたいと思います。 まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１７５号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分は受付番号１番から４番の４件でありますが、先に受付番号３番の１件について説明いたします。 「農用地利用集積計画の承認の該当要件」につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項、

事務局	第１号）今回の農用地利用集積計画の内容が「地域の農業構造の現状及びその見通しのもとに、地域農業を担う効率的かつ安定的な農業経営体の育成とともに、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すにあたってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。」とある串間市の基本構想に適合するものであること。 第２号）イ　耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 第２号）ロ　耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 であり、事務局によります申請書類の審査において、受付番号３番の１件については、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件のすべてを満たしていると思われます。 次に、今回の申請は牛舎２棟及び堆肥舎１棟の建築を目的とし、農業用施設用地として利用していく計画となっています。串間市が策定する『農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想』において、 第４　農業経営基盤強化促進事業に関する事項 １利用権設定等促進事業に関する事項　（３）開発を行う場合の措置により、次に掲げる要件に適合すると認めるときに、今回の申請手続きを進めるとなっているため、各要件に適合するか審議する必要があります。 その要件につきましては、 ア）当該開発事業の実施が確実であること イ）当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合は、農地転用の許可基準に従って許可しうるものであること ウ）当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を行う場合には、開発行為の許可基準に従って許可しうるものであること、となっています。 まず、アの当該開発事業の実施が確実であることにつきましては、計画内容及び事業計画に必要な資金等も確保されているため、確実であると思われます。 次に、イの農地転用基準に従い許可しうるものであることにつきましては、議案１７３号及び議案第１７５号で事務局より説明しました許可要件のすべてを満たしていると思われます。 次に、ウの農用地区域内の開発行為を行う場合には、農振法に基づく開発行為の許可基準に従い許可しうるものにつきましては、平成２８年９月２１日に農振農用地区域農業用施設用地へ用途変更済みであるため、許可しうるものに該当しており問題ありません。 以上、事務局によります審査において、該当するすべての許可要件を満たしているため問題ありません。 皆さんのご審議をお願いいたします。以上でございます。
会　長	説明は、お聞きのとおりであります。ただいまの説明に対しまして、大束地区委員会より受付番号３番の１件に調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。

１６番	議案第１７５号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、大束地区は受付番号３番の１件であります。 受付番号３番は、「農用地利用集積計画承認の該当要件」であります計画が、串間市の基本構想に適合した申請内容であること、受人及び世帯員が行う農業経営に必要な機械の保有状況・労働力・技術面からみて、問題なく効率的な農業経営を行えること、十分な農業従事があること、牛舎建築にあたっては、隣接する農地への日照等の営農条件に支障のないように配慮し、全面コンクリート舗装を施し、雨水等については申請地西側の既存側溝に流すため、周囲への問題ありません。 以上、大束地区委員会において受付番号３番について慎重審議してまいりましたが、該当要件をすべて満たしているため、なにも問題ありません。ご審議方お願いします。
会　長	説明は、お聞きのとおりでございます。 これより、議案第１７５号、受付番号３番の１件について、質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようでございますので、議案第１７５号、受付番号３番の１件について、承認してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案第１７５号、受付番号３番の１件は承認して市へ通知します。 暫時休憩いたします。 （・・・２番委員入室・・・）
会　長	休憩前に引き続き会議を開きます。 それでは、議案第１７５号、先に審議しました受付番号３番の１件を除く、受付番号１番から４番の３件を議題といたしまして、審議決定を行いたいと思います。 まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１７５号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、受付

事務局	番号３番を除く、受付番号１番から２番と４番の３件について説明します。 事務局によります申請書類の審査において、受付番号１番から２番と４番の３件につきましては、先ほど受付番号３番で説明いたしました、「農用地利用集積計画の承認の該当要件」であります、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件をすべて満たしていると思われます。皆さんのご審議をお願いいたします。以上でございます。
会　長	説明は、お聞きのとおりであります。ただいまの説明に対しまして、関係地区委員会から調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。それでは、大束地区委員会より受付番号１番から２番の２件をお願いします。
１６番	議案第１７５号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転・認定農業者分、大束地区は受付番号１番から３番の３件ございますが、３番を除く受付番号１番と２番について説明します。 受付番号１番と２番において、「農用地利用集積計画承認の該当要件」であります計画が、串間市の基本構想に適合した申請内容であること、受人及び世帯員が行う農業経営に必要な機械の保有状況・労働力・技術面からみて、問題なく効率的な農業経営を行えること、十分な農業従事があることなどの該当要件を、大東地区委員会において慎重審議してまいりましたが、受付番号１番から２番の２件については、該当要件をすべて満たしているため、なにも問題ありません。ご審議方お願いします。
会　長	次に、本城地区委員会より、受付番号４番の１件の説明をお願いします。
１９番	議案第１７５号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分・認定農業者分、本城地区は受付番号４番の１件でございます。 受付番号４番は、「農用地利用集積計画承認の該当要件」であります計画が、串間市の基本構想に適合した申請内容であること、受人世帯は早期水稲と水田ゴボウを作付けする認定農業者であり、受人及び世帯員が行う農業経営に必要な機械の保有状況・労働力・技術面からみて、問題なく効率的な農業経営を行えること、十分な農業従事があることなどの該当要件を、本城地区委員会において慎重審議してまいりましたが、受付番号４番の１件については、該当要件をすべて満たしているため、なにも問題ありません。ご審議方お願いします。
会　長	説明は、お聞きのとおりであります。ただいまから議案第１７５号、受付番号３番の１件を除く、受付番号１番から４番の３件について、質疑に入ります。質疑はありませんか。

	（なしの声）
会　長	ないようですので、議案第１７５号、受付番号３番の１件を除く、受付番号１番から４番の３件について、承認してよろしいでしょうか。
	（異議なしの声）
会　長	異議なしということでありますので、議案第１７５号、受付番号３番の１件を除く、受付番号１番から４番の３件について、承認して市へ通知します。
	議案第１７６号：農用地利用集積計画の承認について　利用権設定・認定農業者分
会　長	次に、議案第１７６号は、農用地利用集積計画の利用権設定・認定農業者分についてであります。 それでは、議案第１７６号、受付番号１番から３番の３件を議題といたしまして、審議を行いたいと思います。 まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１７６号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・認定農業者分は受付番号１番から３番の３件であります。 事務局によります申請書類の審査において、受付番号１番から３番の３件につきましては、議案第１７５号で説明いたしました、「農用地利用集積計画の承認の該当要件」であります、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件をすべて満たしていると思われます。皆さんのご審議をお願いいたします。
会　長	説明は、お聞きのとおりであります。ただいまの説明に対しまして、福島地区委員会から受付番号１番から３番の３件の調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。
３番	議案第１７６号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・認定農業者分、福島地区は受付番号１番から３番の３件であります。 受付番号１番から３番のすべてにおいて、「農用地利用集積計画承認の該当要件」であります計画が、串間市の基本構想に適合した申請内容であること、受人及び世帯員が行う農業経営に必要な機械の保有状況・労働力・技術面からみて、問題なく効率的な農業経営を行えること、十分な農業従事があることなどの該当要件を、福島地区委員会において慎重審議してまいりましたが、受付番号１番から３番の３件すべてが、該当要件をす

３番	べて満たしているため、なにも問題ありません。ご審議方お願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。これより、議案第１７６号、受付番号１番から３番の３件について、質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようでございますので、議案第１７６号、受付番号１番から３番の３件を承認してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案第１７６号、受付番号１番から３番の３件について、承認して市へ通知します。 暫時休憩します。 （・・・農業振興課　担当職員　入室・・・）
会　長	**議案第１７７号：串間市農業振興地域整備計画変更に係る意見の聴取について** 休憩前に引き続き会議を開きます。 次に、議案第１７７号は、串間市農業振興地域整備計画変更に係る意見の聴取についてであります。それでは、農業振興課・担当者の説明を求めます。
農業振興課	まず、串間市農業振興地域整備計画変更に係る意見の聴取ということで、今回農業委員会へ意見聴取をさせていただいております。今回の案件につきましては、現在ハウスが建っていますが、そこを農業用施設用地として農用地区域への編入ということで意見聴取をお願いするものです。 申請人は現在、約２ヘクタールの農地で施設果樹を中心に、キンカン・みかん・ポンカン・デコポン等の経営を行っています。その内、３０年ほど前から申請地にハウスを建てているのですが、こちらが農用地区域内に設定されていないことが最近発覚しました。そのため、ハウスの老朽化によりまして、施設の修繕・設備改修も含めた補助事業の活用も検討されていることから、今回、申請地を農用地区域内へ編入後、農業用施設用地

農業振興課	として申請されるものです。事業の目的としましては、申請人は後継者もおり、就農され５年ほど経過しています。 そのため、今後も申請地でハウス果樹生産を行っていくため、施設の設備更新等も検討されているとのことでした。また、付近の土地作物家畜への被害防除防護施設の概要について、当該申請地は農道と河川にはさまれているため、ほかの農地への影響がないため、該当なしとしております。 次に、代替地の検討について、該当なしとなっています。また、申請地は農道と河川に挟まれていますが、周辺農地は水田地帯・果樹ハウス・花卉ハウスが一体的に整備され、全体的に農用地区域に設定されています。現状、申請地のみが外れていたため、今回一体的な農用地区域内とするために編入を行いたいと考えています。 以上、ご審議をお願いします。
会　長	説明は、お聞きのとおりであります。ただいまの説明に対しまして、質疑にはいります。質疑はございませんか。 （・・・質問受付中・・・）
会　長	ないようですので、担当課の退席を求めます。 暫時休憩します。 （・・・農業振興課　担当職員　退室・・・）
会　長	休憩前に引き続き会議を開きます。 それでは、ただいまの説明に対しまして、都井地区委員会より調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。
２０番	議案第１７７号、串間市農業振興地域整備計画変更に係る意見の聴取について、都井地区は受付番号１番、農振農用地区域への編入１件であります。 今回の申請について、申請者は昭和６０年頃から、キンカンの作付を行っており、後継者就農があること、今後もハウスキンカンによる営農継続が行われることが確認でき、また、申請地は東側の農用地区域内と一体となるため、農振農用地区域への編入に問題ありません。 以上、都井地区委員会において、今回の受付番号１番の編入について慎重審議してきましたが、妥当であると思われます。皆さんのご審議をよろしくお願いします。

会　長	説明はお聞きのとおりであります。他に意見はありませんか。 （なしの声） それでは、お諮りいたします。 議案第１７７号、串間市農業振興地域整備計画変更・農振農用地区域の編入は、２０番委員から出された意見を付し、妥当であると市へ通知することに異議はありませんか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案第１７７号、串間市農業振興地域整備計画変更、農振農用地区域への編入は、妥当であると意見を付して通知します。 暫時休憩します。 **議案第１７８号：農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する意見聴取について**
会　長	休憩前に引き続き会議を開きます。 ただいま、事務局より追加議案が１件提案されましたので、審議を行いたいと思います。 それでは、追加議案第１７８号、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する意見聴取について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第１７８号､農業委員会委員及びの農地利用最適化推進委員の定数に関する意見聴取についてご説明いたします。 今回の提案理由につきましては、平成２８年９月１４日付１１０－６６２にて、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数について、串間市長より意見聴取が求められたため、ご提案いたします。 まず、串間市長より出された依頼通知の目的につきましては、農業委員会等に関する法律第６条及び第１８条において、農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数は、条例で定めるとなっています。そのため、今回の両委員の定数については、市長が定めることになるため、串間市の農業及び農地に関する事情を考慮する必要があるため、専門的知識を有する串間市農業委員会、並びに農業者の代表である委員の皆さんの意見聴取が必要であると判断され、依頼されたものでございます。 平成２８年４月１日、改正農業委員会等に関する法律の施行に伴いまして、農業委員会業務に農地利用の最適化業務として、担い手への農地集積・遊休農地の減少・新規参入の促進が法令業務となりました。今後、業務

事務局	量が増加する中、農業委員と新たに設置される農地利用最適化推進委員が連携した体制をとることになりますので、２人１組（１対１）での連携した体制が必要であると考えているところです。そのため、事務局として農業委員会の業務・串間市管内の農地面積・農業者数を考慮し、定数案をお示ししたいと思いますので、参考にしていただき定数等に関する意見を出していただきたいと思います。 これまで各農業委員が行っていた業務として、新体制では農地利用最適化推進委員が現地活動を行うことになります。これまで、農業委員１名当たりが担当してきた農地面積は平均１９５ヘクタール・農業者数が９７名でありましたが、現体制から人数減により、一人当たりの担当区域は拡大することに問題はないと判断しているところです。しかし、業務量はこれまでの１．５倍から１．８倍になると推測していますので、２人１組体制になるからといって、１人当たりの担当区域面積を５割から８割増とすることは、業務量超過にあたると考えているところです。そのため、１人当たりの担当区域面積が３０％増であれば対応可能と判断しますので、１人当たりの農地面積が２６０ヘクタール、１人当たりの農業者人数が１２９名とする、農業委員１５名・農地利用最適化推進委員１５名として提案させていただきたいと思いますので、皆さんからご意見を出していただきたいと思います。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。 暫時休憩します。 （・・・意見聴取中・・・）
会　長	休憩前に引き続き会議を開きます。 それでは、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数の意見について、代表して２番委員より意見をお願いします。
２番	議案第１７８号　農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数について、代表して意見を述べさせていただきます。 今回の農業委員会法の改正は、許認可業務に加え、任意業務でありました、担い手への農地集積、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進を行う、農地利用の最適化業務が新たに法令業務として追加されました。 これは、国が将来に向け、担い手へ農地を集積させることで優良農地を確保し、また、優良農地の遊休化を防止することを目的としています。そのため、全国の農業委員会に対して、１０年後に担い手への農地集積率を８０％以上、５年後に遊休農地率１％未満とするよう目標も掲げられています。 しかし、本市の状況につきましては、平成２７年度末現在、担い手への農地集積率が約３２％、遊休農地率が２．２％であります。

２番	農地集積については、年間１５４ヘクタールを担い手へ集積させる必要がありますが、平年１０ヘクタールから２０ヘクタールの増加であるため、未契約の貸借促進や、認定農業者の認定継続と新規認定の啓発、農地中間管理事業の促進のための地域座談会開催などの業務が新たに追加されます。 次に、遊休農地については、年間７．５ヘクタールの減少が必要であるため、所有者への解消指導や、今後の利用状況確認、遊休農地の復旧可能・不可能の判断など、これまで以上の活動強化が必要であります。 農業委員会等に関する法律改正に伴い、農業委員会業務が増加する中、現体制の委員数２０名に対して、１人当たりが担当する農地面積は約１９５ヘクタール、農業者数は約９７人です。これが新体制に移行した場合、新たに現地活動を主とする、農地利用最適化推進委員が設置され、農業委員と連携した活動を行うことになりますが、農業委員と農地利用最適化推進委員が１対１の体制で協力した業務遂行を実施することで、両委員の担当区域当たりの農地面積や農業者数がこれまでの３０％増加にあたる、農地面積が約２６０ヘクタール、農業者数が約１３０名の範囲であれば、今後の農業委員会業務は対応可能と判断しますので、農業委員１５名、農地利用最適化推進委員１５名、合計３０名を確保していただくよう、市長へ意見の提出をお願いしたいと思います。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。ほかにありませんか。 （　なしの声　）
会　長	それでは、議案第１７８号、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する意見について、２番委員から出された意見を付して、農業委員１５名・農地利用最適化推進１５名、合計３０名の定数として、市長へ提出してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案第１７８号、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する意見について、意見を付して、市長へ提出いたします。
会　長	以上で、議案審議は全部終了しました。慎重・審議、誠にありがとうございました。